

# JIS

## 動力付産業車両一識別記号

JIS D 6022 : 2011

(JIVA/JSA)

平成 23 年 4 月 25 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 物流技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	増 井 忠 幸	東京都市大学
(委員)	安 藤 弘 一	株式会社日通総合研究所
	石 井 徹 郎	公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会
	井 出 廣 久	社団法人全日本トラック協会
	岡 田 和 夫	岡田工業株式会社
	奥 山 正 二	社団法人日本産業機械工業会
	小 田 和 裕	日本貨物鉄道株式会社
	酒 井 光 彦	社団法人日本包装技術協会
	高 瀬 健一郎	社団法人日本産業車両協会
	田 中 克 明	社団法人日本船主協会
	田 中 正 晴	厚生労働省
	宮 部 俊 一	社団法人日本航空宇宙工業会

---

主 務 大 臣：厚生労働大臣， 経済産業大臣 制定：昭和 60.3.1 改正：平成 23.4.25

官 報 公 示：平成 23.4.25

原 案 作 成 者：社団法人日本産業車両協会

(〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-5-26 東部ビル TEL 03-3403-5556)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：物流技術専門委員会 (委員長 増井 忠幸)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文.....	1
1 適用範囲.....	1
2 引用規格.....	1
3 用語及び定義.....	1
4 識別記号の形状及び使い方.....	1
5 識別記号の色.....	2
6 識別記号の種類.....	2
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表.....	39
解 説.....	40

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本産業車両協会（JIVA）及び財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣及び経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS D 6022:1999** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣、経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 動力付産業車両—識別記号

## Powered industrial trucks—Symbols for operator controls and other displays

### 序文

この規格は、1999年に第2版として発行されたISO 3287を基に、対応する部分については、技術的内容を変更することなく作成した日本工業規格であるが、我が国の実状を考慮して対応国際規格には規定されていない識別記号を日本工業規格として追加している。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

### 1 適用範囲

この規格は、動力付産業車両の運転、操縦操作及びメンテナンスに関わる表示に使用する識別記号について規定する。

**注記** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 3287:1999, Powered industrial trucks—Symbols for operator controls and other displays (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。

### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。この引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS D 6201** フォークリフトトラクター用語

### 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS D 6201**によるほか、次による。

#### 3.1

#### 識別記号 (symbol)

運転、操縦操作及び表示用の機能を象徴した図記号 (シンボル)。

### 4 識別記号の形状及び使い方

識別記号の形状及び使い方は、次による。

- 識別記号の形状は、**表 1**～**表 12**に示すとおりとする。
- 運転者が容易に認識でき、識別記号に異なった意味及び新たな注意が必要な場合を除いて、次の改良・修正を行って鮮明度を高めたり又は視認性を改良してもよい。